

2025年度 町田市立小山田南小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

いじめはどこの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 「いじめに関する授業」の年間3回以上実施

児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

(2) 心の教育の推進

全ての児童が安心して、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実(5月)
- ② 特別活動における自発的・自治的な活動や異学年交流の充実
- ③ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化

(3) 家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組んでいく。

- ① 保護者会等でいじめの指導や相談体制について、説明する。
- ② 関係機関との適切な連携が図られるよう、日頃から関係機関の窓口を明確にするとともに、情報共有体制を構築する。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

児童が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介

(2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子供の普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年3回の校内研修（6月、9月、12月）の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」の月1回の実施

3 いじめから「守る」（早期対応）

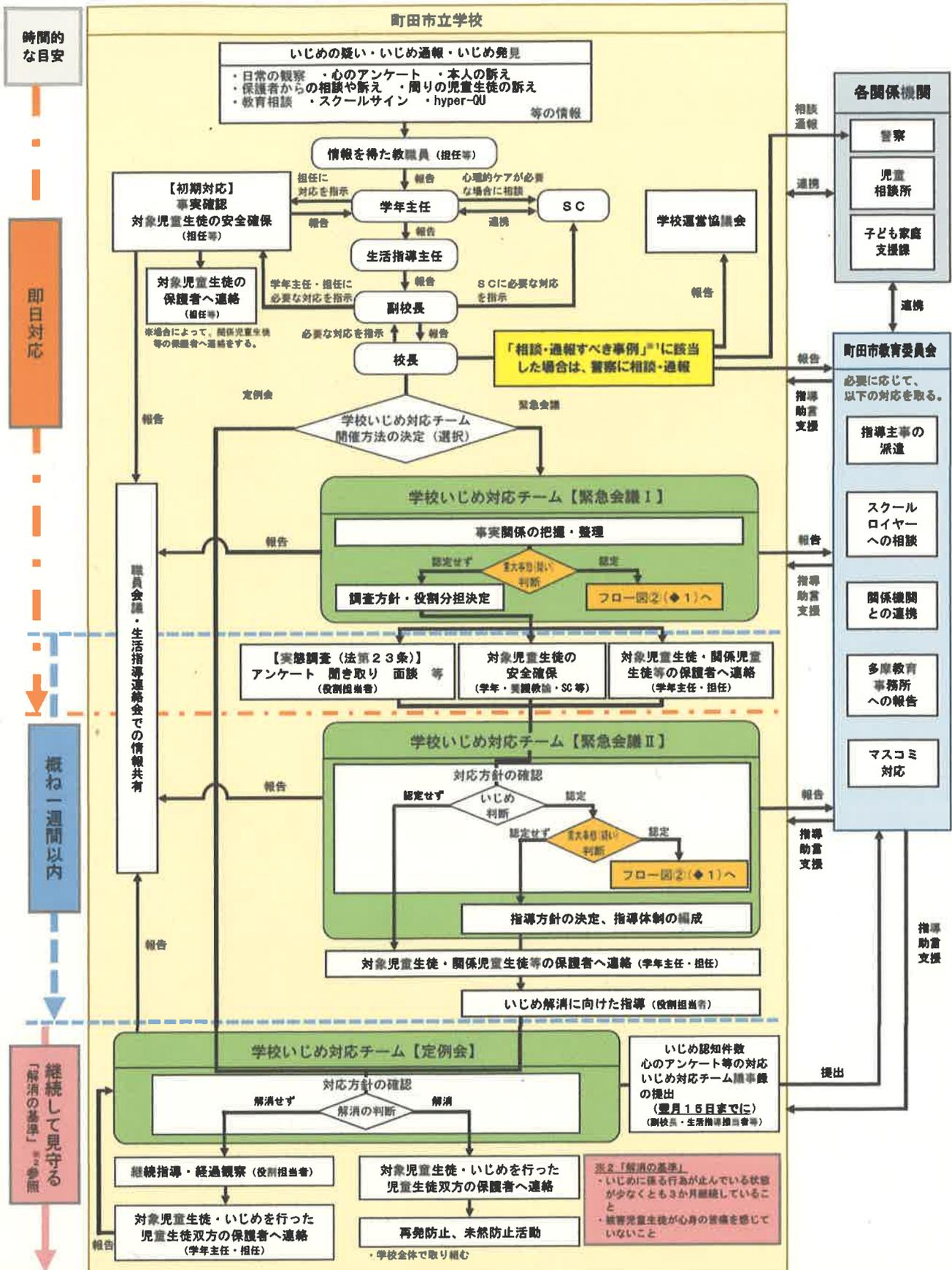
「いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

- ① 学校いじめ対応チームの臨時招集と本心の決定
- ② いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケア
- ③ いじめを行った児童の指導

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図①「いじめ事案発生の組織的な対応の流れ」



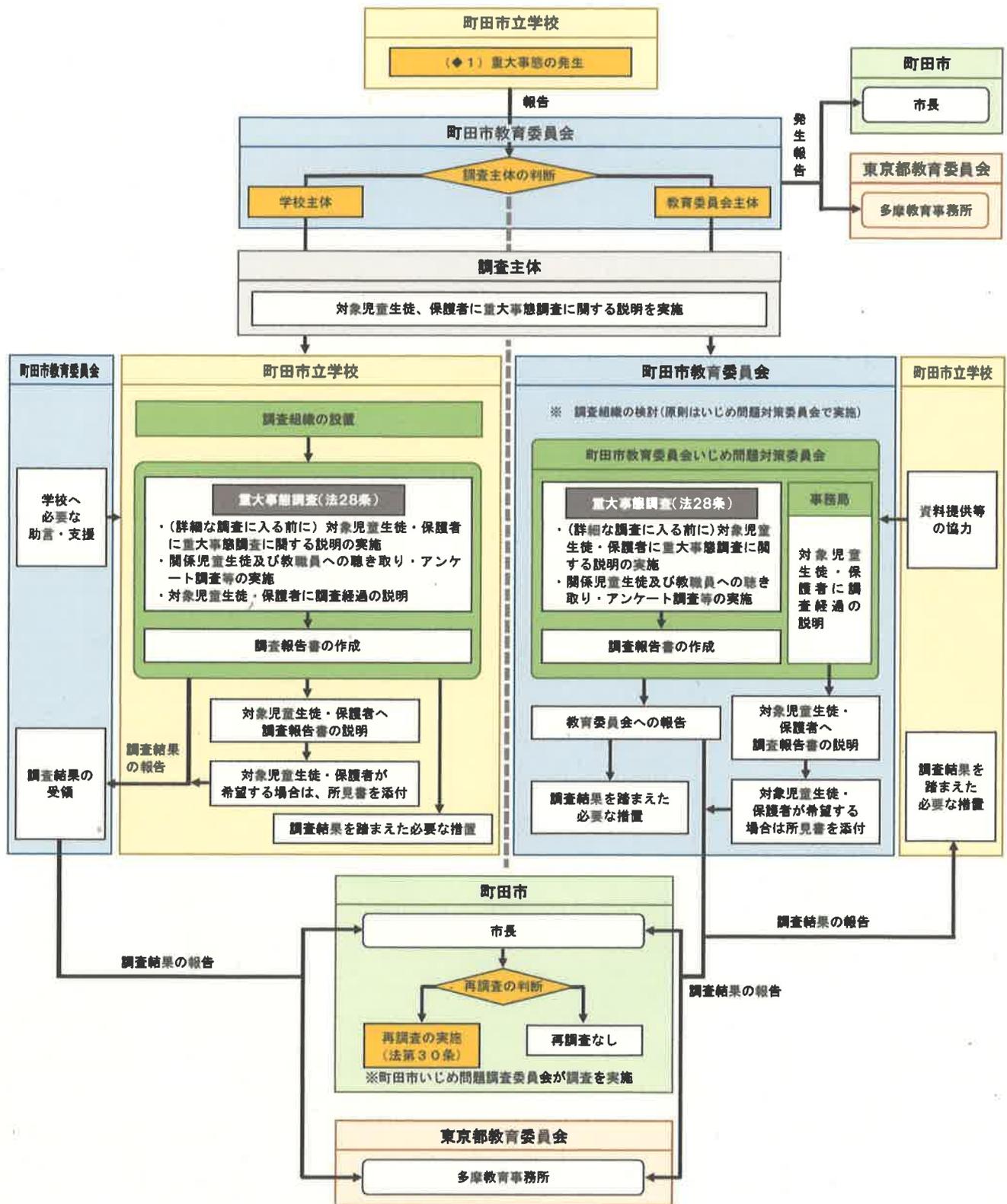
※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた要望との連携等の徹底について」(通知)文部科学省)

※2 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※3 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※4 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

フロー図②「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



Ⅳ いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」「誰と」「何をした」「どのように」</p>	<p>○学級担任、教職員による観察</p> <p>○児童・保護者の訴え</p> <p>○「心のアンケート」</p> <p>○教育相談</p> <p>○外部からの情報</p> <p>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告</p>
<p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。</p>	<p>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</p> <p>○当該の子ども、関係者からの聞き取り</p> <p>□話しやすい人や場所等の配慮</p> <p>□複数の教職員で聞き取り</p> <p>□情報提供者の秘密を守る</p> <p>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</p>
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<p>○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担）</p> <p>○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携</p>
<p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<p>○被害者（いじめられた児童）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。</p> <p>○加害者（いじめた児童）へいじめの背景を理解し、行為について、毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの児童）へ学級・学年等全体の問題として、教師が児童とともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の児童等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

V 小山田南小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	副校長	教務主幹	生活指導主任
教育相談担当	養護教諭	該当学年主任	該当学級担任
スクール・カウンセラー	関係教員		

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、児童の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・児童の様子で気になることがあったとき、児童間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、児童の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・児童に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
6月	「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 【未然防止】 【早期発見】
9月	いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 【早期対応】 【重大事態への対処】
12月	「いじめ」の定義の確実な理解 【早期発見】

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	学活	友達と仲良く
	9月	道徳	善悪の判断、自律、自由と責任「だめ」
	10月	道徳	友情、信頼「ころはっぱ」
2年	6月	学活	いじめについて考えよう
	9月	道徳	善悪の判断「おれた ものさし」
	10月	道徳	親切、思いやり「かっぱ わくわく」
3年	6月	道徳	よりよい学校生活、集団生活の充実「しょうたの手紙」
	10月	道徳	友情、信頼「いいち、にいっ、いいち、にいっ」
	2月	道徳	善悪の判断、自律、自由と責任「ひみつの手紙」
4年	6月	道徳	善悪の判断・自立・自由と責任「ドッジボール」
	10月	道徳	節度・節制「いっしょになって、わらっちゃだめだ」
	2月	道徳	友情・信頼「ぼくらだってオーケストラ」
5年	5月	道徳	差別や偏見のない公正・公平な態度で 「転校生がやってきた」
	11月	道徳	友情を深める「心のレシーブ」
	2月	道徳	友情を深める「友の命」
6年	6月	道徳	友情・信頼「ばかじゃん！」
	10月	道徳	友情・信頼「言葉のおくりもの」
	1月	道徳	節度・節制「すんまへんでいい」
つばさ	5月	道徳	「友達と仲良く」
	10月	道徳	「友達との関わり方」
	1月	道徳	「友達との仲を深めよう」